

平成25年度 第7回府中市環境審議会会議録（要旨）

平成26年1月14日（火）
午後6時半から午後8時半まで
府中駅北第2庁舎3階第2会議室

- 1 出席委員 安藤正邦委員、伊東準一委員、加藤信次委員、清水淑子委員、石谷真喜子委員、川辺清二委員、増山弘子委員、宮地賢委員、金子富紀委員、竹内章委員（副会長）、玉山真一委員、塚原仁委員、榎本弘行委員、田中あかね委員、室英治委員（会長）、（15名）
- 2 欠席委員 なし
- 3 事務局 加藤環境政策課長、遠藤環境政策課長補佐、宗村環境改善係長、監物環境保全活動センター担当理事、環境改善係海野サンコーコンサルタント株式会社2名
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事 報告
（1）第6回環境審議会会議録の確認
審議事項
（1）パブリック・コメント手続きの実施結果について
（2）府中市環境行動指針の改定について
- 6 資料 資料1 第2次府中市環境基本計画（案）に対するパブリック・コメント手続きの実施結果
その他 平成25年度第6回府中市環境審議会会議録【要旨】
第6次府中市総合計画

【議事内容】

報告

- （1）第6回環境審議会会議録の確認

第6回の環境審議会会議録に修正などがあれば1月21日（火）午後5時までにメール・ファックスなどで事務局へ連絡する。期日までに修正等がなければ、本内容で公表する。

審議事項

- （1）パブリック・コメント手続きの実施結果について

事務局 （パブリック・コメント手続きの実施結果」について説明）

意見の提出期間は11月21日から12月20日までであった。意見の提出者が4名おり、Eメールでの提出が1名、窓口を持参が3名であった。

意見1は、「第3章 府中市の環境課題」の「4 低炭素型・循環社会の構築に係る課題」の文中に、太陽熱利用、家庭用燃料電池、燃料電池自動車、天然ガス自動車を追記すべきとの意見であった。

回答としては、指摘の箇所は「市民アンケート」の結果を示すものであり、追記は不適当であると考えるが、意見の内容は大切な事項であるので、今後の計画の実施にあたり貴重な提言として頂戴するとした。

意見2は、「第3章 府中市の環境課題」の「4 低炭素型・循環型社会の構築に係る課題」の文中に、エネルギーの自立・分散型を追記すべきとの意見であった。

回答としては、市においてもエネルギー対策の重要課題として認識していることから、エネルギーの自立・分散型に関するキーワードを追記するとした。

意見3は、「第5章 環境施策と各主体の行動」の「基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します」において、市の省エネ政策の取組として「エコハウス設備設置補助金交付制度」をもっとPRするべきである。「公用車における温暖化対策の推進」において、電気自動車だけではなく、低公害車である燃料電池車、天然ガス自動車も追記すべきとの意見であった。

回答としては、市として燃料自動車、天然ガス自動車は環境負荷の小さい環境対応車であると認識していることから、公用車の買い替え時には目的に合った最適な公用車を選択するとした。

意見4は、PDCサイクルの検証・評価が行われていない。第1次計画を検証・評価したうえで、第2次計画は策定すべきである。毎年チェックしなければ、計画は実行できないとの意見であった。

回答としては、市としてもPDCAサイクルによる計画の推進は重要であり、これまでも「府中市環境行動指針」の内容について、「府中市環境マネジメントシステム」による評価を行ってきた。第2次計画の推進にあたり、93頁に「重点プロジェクトに示した「市の環境施策」及び「指標」について、府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」にのっとり、監視・測定を行っていく」こととし、効果的な取組の展開を図っていくとした。

意見5は、環境基金についての言及が本計画にはない。基金について明確にすべきであるとの意見であった。

回答としては、市では限られた財源で多様化する市民ニーズに適切に対応し、公平な市民サービスの提供に向け積極的な事業運営に努めてきた。第2次計画の推進にあっても市民との協働により最少の経費で最大の効果が得られる事業展開に努め、環境基金の目的に沿った活用を含めて予算の効果的な運用を図るとした。

意見6は、放射能対策で市は線量計を大量に購入し、測定を続けているが、放射能の問題は徐々に小さくなっている。線量計の精度を維持するには費用がかかる。漠然と経費をかけ続けるのではなく、優先順位をつけて運営にあたってほしいとの意見であった。

回答としては、市内の放射性物質は、現在、問題ない状況であると認識している。正確に測定するには測定機器を定期的に点検する必要があるが、点検には経費がかかるが、市民の安全を確保し、安心を提供するには、継続的な測定及び結果の公表が必要である。測定場所・頻度について、今後、検討する。一部の機器を点検し、点検した機器をもとに他の機器を確認することで、精度を保持し、経費の削減に努めるとした。

意見7は、平成22年2月ダストボックス方式の廃止、戸別収集方式の導入などの変更により、4分の1程度の減量は達成できたが、半減までは到達していない。戸建住宅は成果が上がっているが、集合住宅は成果が上がっていない。ごみ減量を推進し、市民

一人当たり600g/日以下を達成するには対策を立てて実行する必要があるが、分析、方策の記述が無いので、具体的な記述が必要であるとの意見であった。

回答としては、環境基本計画は、市の環境保全に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、施策の実施は他の計画などと整合、補完、連携して展開する。ごみ減量施策や適正なごみ処理を推進するために「府中市一般廃棄物基本計画」を策定しており、具体的な取組は「府中市ごみ減量アクションプラン」で示しているとした。

意見8は、計画に基づき、進捗状況の評価書を作成し、推進するべきであるとの意見であった。

回答としては、計画の推進は、重点プロジェクトの市の環境施策及び指標については府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」にのっとり監視・測定し、また、市民及び事業者の取組については府中市環境保全活動センターと連携して定期的な意識調査の実施により把握し、チェックする。環境審議会に結果を報告し、総合的に評価し公表するとした。

意見9は、歴史と景観を彩る自然とともに環境づくりには市民参加で活動を実施するとの意見であった。

回答としては、意見の内容を踏まえ、今後の具体的な取組の検討課題とするとした。

意見10は、生活環境の安全対策では、交通レーン・歩道の整備、マナーの向上があり、化学物質では、ダイオキシン、有機塩素化合物、光化学オキシダント、放射性物質など常に新しい問題が発生し、地球温暖化の簡単に解決できない問題、ごみ問題など、順次対策をたてて解決しなければならないとの意見であった。

回答としては、環境問題は次々に新たな課題が発生し、その時々に応じた対策や、様々な科学的知見を踏まえて予防策を講じる必要がある。「重点プロジェクト2 安心・安心な地球、そして府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト」に考え方を示しており、「持続可能な社会を構築するために、日常生活や事業活動における環境保全のあり方、環境保全行動のための仕組みを見つめ直し、各主体、各機関の横断的な取組を展開していく」ことが大切である。地球温暖化問題、化学物質対策、ごみ問題は、本計画に示した施策を展開し、対策を講じる。生活環境の安全対策では、60頁の歩行者安全対策、62・63頁の安全な道路環境づくりに取組を位置付けているとした。

意見11は、一人ひとりがともに考え行動する環境パートナーシップの強化、市民、大学、企業、行政による環境の整備・美化など総合的な推進が必要であるとの意見であった。

回答としては、平成23年12月に府中市環境保全活動センターを設置し、市民の協力によりパートナーシップ構築の方策を検討している。今後の取組にあたって貴重な意見として頂戴するとした。

意見12は、基本方針4(2)市の環境施策 ①地球温暖化対策は、2011年に策定した府中市地球温暖化対策地域推進計画で確定した目標を第2次環境基本計画でも達成すべき目標として、計画推進の整合性を図ってほしいとの意見であった。

回答としては、第2次計画における地球温暖化対策に関連する内容は、府中市地球温暖化対策推進計画と整合を図っている。数値目標については、整合を図り記載をしている。第2次府中市環境基本計画と府中市地球温暖化対策地域推進計画が連携し、府中市の地球温暖化対策に向けた取組を展開していくとした。

意見13は、67頁の新エネルギーの利用促進について、新エネルギーモデル建築と「見える化」設備はいつ頃に具体化するのか、予算付けしてほしい。「相談窓口」は市民ニーズが高いので、兼任ではなく専門職を配置してほしい。新エネルギー関係の専門家

の育成はどのように育成するのか、方法、手段を明確にすることが大切である。環境問題は複雑な専門科学の結合によって解決される高度な専門的領域であり、担当職員については国際的に通用するような専門性を重視した人事政策の確立が大切である。職員の指導性がなければ、計画は絵に描いた餅になり「新エネルギー関係コンサルタントや市民、事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成」も実現できない。廃棄物発電は具体的にどのように支援するのか。風力発電に触れていない理由を明確にしてほしいとの意見であった。

回答としては、公共施設の建て替えや改修に併せて環境配慮型設備を導入し、見える化を図る。環境問題は高度な専門的領域であり、職員が業務にあたれるように説明会、展示会などで情報収集しているが、知識の習得には時間を要するので、一職員を一業務に定着させて専門家を育成することは難しい。相談窓口としては、府中市環境保全活動センターを活用し、専門的知識を有する方々に活動に協力していただくサポーターとして登録してもらうことを考えている。本計画は平成26年度から34年度までの9年間で計画期間であり、廃棄物発電はやるべきことが望ましいこととして示しており、現段階では具体的な方法が定まっていない内容もあり、廃棄物発電に対する支援策も同様の位置付けである。大型風力発電は、一定の風量、風向きなどの条件が市の地勢にそぐわなく、低周波の問題もあり実現性は低いことから記載していない。ハイブリッド型街路灯などの小型風力発電は導入するとの回答とした。

会 長 パブリック・コメントの意見について、回答の説明があったが意見、質問はあるか。

委 員 大型風力発電は地勢にそぐわなく、小型風力発電は導入するとの説明であったが、大型風力発電、小型風力発電の区別はあるのか。

事務局 海岸にある大きな風車がついているようなものを大型風力発電とし、まちなかに設置されているハイブリッド型の街路灯のようなものを小型風力発電とするおおまかなイメージである。

委 員 インテリジェントパークにあるようなものが小型になるのか。

事務局 防災公園に設置されているものも該当する。

発電事業を行う大型風力発電は府中市の地形では難しい。小型風車と太陽光パネルがあり、蓄電などを併用し、防災時などにも照らすことができるハイブリッド型街路灯を導入することを考えている。すでに設置している所もある。通常の街灯よりも若干高価であるが、積極的な導入を考えている。

委 員 説明のあった規模の風力発電は、市内では現在何基あるのか。

事務局 民間が導入しているものは把握していないが、公共施設は10基程度設置されている。

委 員 意見2にある「エネルギーの自立・分散化」のキーワードを入れるとした回答は重要なことである。東京農工大学ではバイオマスを研究している。エネルギーの地産地消が大切であり、計画に記載されるのは良いことであるが、都市型で実施することは難しい面もある。

委 員 都内での事例はあるのか。

委 員 都内での事例はない。地熱発電の研究も都市で行う可能性を研究している。常温で発電できる研究もある。

委 員 意見7のごみ減量の推進について、平成25年度にごみ減量50%の目標を達成するには、一人あと一日当たり100g減量が必要であると「府中のごみ」に掲載されており、100g減量の行動が書かれていた。広報「ふちゅう」にも掲載した方が効果がある。実態を浮き彫りにすることは重要である。ごみの分別も重要であり、一部の市民が正しく分別できていないのが実態であるので、適切に分別してもらうための取組も重要である。

会 長 ごみ減量は、「ごみ減量アクションプラン」で具体的な施策を展開すれば良い。パブリック・コメントの回答は、事務局が提示した資料のまとめ方で良いか。

委 員 (一同了承)

(2) 府中市環境行動指針の改定について

事務局 (府中市環境行動指針の改定の考え方について説明)

府中市環境行動指針は、府中市環境基本条例第8条の規定に基づくものである。環境行動指針を改定する経緯、役割、留意点は、現行の環境行動指針は、第1次府中市環境基本計画に伴い策定されたものであり、今回、第2次府中市環境基本計画の策定に伴い、環境行動指針を新たに策定する。第2次環境基本計画の「重点プロジェクト」に基づき、市の取組・市民の取組・事業者の取組を示すものである。ボリュームのある第2次環境基本計画の冊子全編に目を通す機会の少ない市民、事業者に向けて「自主的な環境行動を促進するツール」として活用できるように簡単でわかりやすい体裁にする。環境行動指針に示す取組は、市の「環境マネジメントシステム」における「環境保全・創造施策」の各事業の実施状況を進行管理する項目になるため、進行管理が可能となる構成・内容とする。実際の管理は、市の取組は別途作成する「府中市環境行動指針進行管理票」の運用による管理とし、市民・事業者の取組は府中市環境保全活動センターと連携して定期的な市民意識調査などを行う。環境行動指針の内容と作成方法は、第2次環境基本計画の「重点プロジェクト」の内容と同様とし、冊子の用途を勘案して市民、事業者への意識啓発に念頭をおいた使いやすさ、「環境マネジメントシステム」に基づく進行管理を可能にする構成として編集し、内容を補完することにより再編する。

会 長 いつまでに委員に環境行動指針の案を提示できるのか。

事務局 最終的には3月末までに作成し、第2次環境基本計画と一緒に公表する予定である。2月中旬を目途に環境行動指針の案を委員へ配布し、次回の審議会で意見いただきたい。

委 員 環境行動指針の作成を位置付ける法令等は何か。

事務局 府中市環境基本条例の第8条に位置付けられている。

会 長 次回について、事務局から説明してもらう。

事務局 次回、第8回環境審議会は3月4日（火）の午後6時30分から、府中駅北第2庁舎会議室で開催する。

会 長 その他、事務局からあるか。

事務局 第6次府中市総合計画を参考として配布した。

委 員 今まで、多くの資料が配布されているが、その都度、持参すべき資料はどれか。

事務局 基本的には、その都度の最終版の計画案があれば良い。その他に計画書などの製本されている資料は、事務局で余分に用意しているが、書き込みをしている委員もいると思うので、現行の環境基本計画など、見比べる必要があると思うものは持参をお願いする。

委 員 4名からパブリック・コメントの意見があつたが、個々に回答するのか。

事務局 個々には回答しないが、市ホームページに本日審議した資料にある回答を提示し、公表する。

会 長 これで本日の審議会を終了する。

以 上